

確定申告 相談等のご案内

問／朝霞税務署 ☎467-2211

申告相談会場の開設期間／2月16日(月)～3月16日(月)

受付時間／午前8時30分～午後4時 相談開始／午前9時～ 会場／朝霞税務署 1階

※土・日曜日、祝日は除く。ただし、3月1日(日)は開場します。また、会場開設期間より前(2月13日(金)以前)に相談を希望する場合は、事前に電話予約する必要(一部、国税庁LINE公式アカウントからの予約も可能)があります。

※税務署窓口で配布の申告書などの用紙には限りがあります。必要な場合は、国税庁ホームページに掲載の各種様式をご利用ください。

確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です

- ① 国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ② 各会場での当日配付

※当日配付は、配付状況により相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をおすすめします。

確定申告会場では、スマホ申告を基本とした相談体制としています

- ・スマホ申告ではマイナンバーカードを利用しますので、署名用電子証明書用(英数字6～16文字)と利用者証明用電子証明書用(数字4桁)のパスワードが分かるようにしてお越しください。
- ・作成済み申告書の検算はできません。
- ・マイナンバーカードの有効期限が過ぎている場合、e-Tax手続きは利用できません。有効期限や更新手続きの詳細は、デジタル庁公式noteをご確認ください。

「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出された方へ

ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告する場合、ワンストップ特例の適用が受けられません。確定申告時に、ふるさと納税のすべての金額を寄附金控除額に含める必要があります。

自宅で確定申告書を作成・送信できます

確定申告には、ご自身のスマートフォン・パソコンから国税庁ホームページ確定申告特集の「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。会場に行かず自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

問／国税相談専用ダイヤル ☎0570-00-5901、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

《国税庁LINEアカウント》 《デジタル庁公式note》 《確定申告特集》 《確定申告書等作成コーナー》



所得税・個人消費税の納税には振替納税（口座振替）が便利です！

振替日に指定の預貯金口座からの引き落としにより、自動的に納付ができますので便利です。一度手続きすると、以後の納税は口座振替となります。金融機関や税務署の窓口に出向く必要はありません。

「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」の提出方法

- オンライン(e-Tax)で提出(電子証明書・金融機関届出印が不要)できます。
- 朝霞税務署または金融機関に書面(金融機関届出印の押印が必要)でも提出できます。

※詳しくは、右のコードから国税庁ホームページをご確認ください。

